

質問	回答
1 週2回利用の方、うち1回は3時間未満、もう1回は3時間以上のサービスを利用の場合はどうなるか？	月額包括報酬ですので、週2回利用の方についても、利用者の方の状態により、ケアプランでどちらかの報酬区分に位置付けます。
2 弊社、3時間から4時間未満のサービスを提供しております。現状はないですが、イレギュラーで例えば一回だけ3時間未満のご利用になった場合、今までのお休み同様の考えで、これまでと同様の1カ月の単位のままよろしいのでしょうか。それとも、その特定の同じ方が、1カ月の4回参加の内半分の2回が3時間未満であれば、新たなサービスコードを1カ月丸々使用しなければいけないのでしょうか。ご回答の程、宜しくお願い致します。	月額包括報酬ですので、通常3時間以上のサービスを利用している方がイレギュラーで1回のみ3時間未満の利用になった場合は、通常(3時間以上)の報酬区分で請求します。利用者の方の状態により、1月を通して3時間未満のサービス利用となる場合には、ケアプランの見直しを行い、翌月から新しい報酬区分で請求してください。
3 令和6年3月迄、運動型デイサービスとして利用時間は2時間、運動機能向上加算を取得しておりました。それに代わる加算と考えて90分利用、事業所独自のサービス提供内容で対応を行ってよいと考えてよろしいのでしょうか？	サービス提供時間(量)については、各利用者の介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案し、必要な程度の時間(量)と考えます。また、令和6年の報酬改定で、運動器機能向上サービスについて加算ではなく基本報酬に包括化され、厚労省により運動器機能向上マニュアルが作成されています。以上の点を踏まえて、サービス提供内容(提供時間・量)について、ご対応をお願いいたします。
4 いつもお世話になります。「介護予防通所サービスに関する目標設定・実績評価レポート」について、今年度(2024年度)提出分をもって廃止します。とありますが、今年度の目標設定を提出していますが、来年提出する実績評価で終わりなのでしょうか？それとも、来年の実績評価は不要及び今月以降のチェックリストも不要なのでしょうか？ご返答宜しくお願い致します。	2024年度の目標設定について、ご提出ありがとうございました。本来、来年5月に提出いただく予定としておりました、実績評価から、提出不要となります。レポートの提出や利用者への個別のチェックリストは廃止となりますが、利用者個々へのサービス提供内容の評価や、計画の見直し、事業所全体での取り組み内容の評価については、廃止後も引き続き取り組んでいただきたいと思います。
5 現在原則3時間利用で運動特化デイを運営しています。サービス提供時間内であれば、定員を増やして1.5時間コースを作り、短時間利用希望の利用者を募ってもいいのでしょうか。そのような1.5時間枠のサービス提供を行うなら届け出が別途必要でしょうか。	サービス提供単位を3時間から1.5時間に変更される場合は、届出が必要になります。また、定員を増やす場合は、人員に関する基準と設備に関する基準上問題ないかを個別に判断する必要がありますので、事前に監査指導部(指定担当)にご相談ください。
6 3時間から4時間のデイサービスです。イレギュラーで月一回だけ3時間未満のご利用になられた場合、お休みと同等扱いで、月包括報酬でよろしいでしょうか。	Q7とあわせて回答
7 3時間から4時間のデイサービスです。イレギュラーで3時間未満のご利用の場合、3時間未満の日割り単位はあるのでしょうか。なければ、月の半分が3分の1以上が3時間未満になれば、3時間未満の月包括報酬になるのでしょうか。又は、サービス内容変更後次月からの3時間未満の月包括報酬になるのでしょうか。ご回答宜しくお願い致します。	月額包括報酬ですので、通常3時間以上のサービスを利用している方がイレギュラーで1回のみ3時間未満の利用になった場合は、通常(3時間以上)の報酬区分で請求します。3時間以上のサービスを利用している方が、状態像の変化により3時間未満のサービス利用に変更される場合は、ケアプランの見直しを行い、翌月から新しい報酬区分で請求してください。

(※)2025年4月以降、「時間短縮型(3時間未満)での利用」とするためだけに新たにケアプランを立て直す必要はありません。ケアプラン更新時に随時ケアプランに記載してください。しかし、4月以降どちらの区分での請求となるかについては、ケアマネジャー・事業所・利用者の3者で相談の上、4月までに必ず決定しておいてください。